

〈書評〉

石田正昭・小池恒男・佐々木市夫・辻井 博編著

『農業経営支援の課題と展望』

〈2003年5月・養賢堂〉

岩 元 泉

本書は稻本志良先生の京都大学退官を記念して、その学恩に報いるために19名の門下生によって編まれた著作で、先生が近年関心を抱いておられる農業経営支援をテーマにしたものである。本書では4名の編者が、若手研究者によって書かれた第5章までの内容を第6章でコメントしており、大変書評がやりにくい。逆に言うと読者にとっては大変親切な本である。各章ごとに要約がある上に、評価までが含まれているからである。

さて、農業経営支援は近年農業経営改善支援センターの設置などによって政策用語となり、広く使われるようになってきたが、「支援」そのものを対象として、定義づけ、内容の検討を行う試みがなかったので、本書が農業経営研究の新たな研究領域として農業経営支援を設定し、「支援」研究の枠組み作りに取り組んだのは大変時宜にかなったことだと思える。地域農林経済学会では論争的な書評を行うことが提起されているが、本書評ではオーソドックスなスタイルをとりたい。

第1章では、農業経営支援研究の基本的な枠組みを提示し、課題と対象、方法論が検討されている。ここでは個別農業経営の開始・創造、個別経営の自立的な「営み」、個別経営を取り巻く外部環境・条件の三つの「ステージ」を設定し、個別農業経営以外の外部主体が想定されている。そこで「支援」とは「外部主体」が行う「働きかけ」のもつ一側面であると定義されている。第2章では、多くの分野で注目されている「支援」研究の動向を踏まえて、経営意思決定支援を取り上げている。具体的には農業改良普及事業におけるカウンセリング・コンサルテーションが普及計画の中でどのように位置づけられているかを検討し、カウンセリング・コンサルテーションが行われる条件を明らかにしている。さらに経営意思決定支援のための情報システムの検討がなされ、活用上の課題を明らかにしている。第3章では、農業経営活動の外部化にともなう各種の農業サービスを取り上げ、農業サービスは農業経営の業務の外注であり、外部主体と農業経営の契約関係で

とりおこなわれること、この農業サービスは農業経営の自由な意思決定に基づいて、経営にプラスに作用するならば広義の「支援」といえるとしている。その上で、稻作における農作業受託サービス、米販売の外部委託、畜産における糞尿処理、堆肥の生産・流通、酪農ヘルパー、花き作における育苗サービス、野菜作・果樹作における出荷サービスをそれぞれ事例として取り上げて検討されている。第4章では、地域農業組織を経営支援の観点から検討している。ここでは地域農業組織においては個別農業経営が自らの目的達成のための自発的に他者に働きかけるという関係が見られることからそのような「相互支援」を「ボランタリースポーツ」という概念でとらえ、具体的な集落営農の事例を元に検証している。また、地域農業組織によるリスク負担の効率化もボランタリースポーツとしての侧面から検討されている。第5章は、農業政策を俎上にあげている。まず制度や政策の「働きかけ」の枠組みが提示された後、「政策支援」の方向として「選別の方向」と「地域・産地包括的方向」とがあり、「選別の方向」の事例として農地制度、農業金融制度、「地域・包括的方向」として農産物価格安定制度を取り上げている。農地制度では認定農業者制度による農地集積支援を対象とし、多様な農地管理システムの支援としての実効性を検討している。ここでは基本的に農地市場の状態と農地管理主体の情報取得コストと合意形成コストが実効性を確保する条件となっているとされている。農業金融制度では制度金融と金融支援の関係を中心に、支援主体、被支援主体、支援目的、支援手段、支援効果などが検討されているが、金融支援の意義・あり方を体系的に論じるための予備的作業だとの限定が行われている。価格安定制度の検討では「京都府野菜経営安定制度」を素材として価格安定制度の「支援」側面の評価、認識に関する検討が行われ、制度運用上の基準値の設定、評価方法の開発などの課題が提示されている。第6章は先にも述べたように4人の編によるコメントである。これらのコメントはそれぞれ的射たものであり、読みながら疑問に思ったことがすべて指摘されている。評者には編者以上に深いコメントをする能力はないので、これらのコメントに沿って若干の見解を述べたい。

小池はやはり「支援」とは何かが問題になるとして、「支援」とは「利潤動機ではない何かが付加されている用役」ではないかと述べている。つまり一般の用役であれば利潤を動機として市場取引され、支援の必要性も必然性もないわけだが、市場取引として扱えない部分が支援の対象になるのではないかという問題提起であると受け止めた。さらに突き進んで「優勝劣敗の市場の原理の貫徹を緩和する措置、そこに「支援」の理

